

答申行政第92号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年3月24日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（11）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

（1）県道〇〇〇〇線の用地買収完了区間において事業の始点又は終点が西に何m移動しているのか。図面とともに開示を求める。また、〇〇地区にはいつ知らせたのか。

（2）〇〇地区の地元の説明なく、当初説明していた地点から移動できるのか。工事着手前後に分けて開示願いたい。

あわせて、始点・起点・終点の変更についての、岡山県の取扱マニュアルの開示を求める。

（3）平成〇年当初から令和〇年〇月末までの間の道路事業において、事業（工事）に入ってから、始点又は終点が当初地元に説明した地点から動いた事業について、図面とともに開示を求める。

（4）道路事業において、当初計画していた始点又は終点が移動することに関し、県でいかなる整理をしているのか。

（5）岡山県において、平成〇年〇月〇日現在「〇〇・〇〇両工区で詳細設計は完了している」とされているが、その根拠を開示願いたい。また、地元住民にはいつ、いかなる形で知らせたのか、開示願いたい。

（6）平成〇年〇月〇日から工期が始まる工事を発注した事情について、開示願いたい。

（7）〇〇工区で計画されていたループ案について、地元同意が取れなかった理由及び地元同意が取れなかった日について開示願いたい。

（8）継続事業で、関係行政文書を廃棄できる根拠及び廃棄したとする行政文書（廃棄したことを証明できる行政文書の協議録、起案文書等）を開示願いたい。

（9）〇〇工区の図面を開示願いたい。開示できない理由があれば、それを開示願いたい。

（10）この道路に関して、〇〇地区・〇〇地区それぞれの地区代表・土木代表に声をかけているのか、情報公開願いたい。

（11）〇〇の地元説明会に、〇〇側の代表にオブザーバーとして出席するよう声を掛けているのか。声を掛けなかったとすれば、その意図について開示願いたい。

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、次の（1）から（13）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公

文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和2年5月22日付けで審査請求人に通知した。

- (1) ○○工区の現計画は、当初計画から交差点位置を西に移動しているが、どの程度移動させたのか。
- (2) 起終点の変更についての取扱マニュアル
- (3) ○○工区の交差点位置変更を○○地区に知らせた時期
- (4) ○○地区に説明を行わず、○○工区の交差点位置を変更した理由及び根拠に関する文書（工事に入る前、工事に入ってからに区分して）
- (5) 平成○年当初から令和○年○月末までの間に、工事に入ってから起点又は終点が当初に地元で説明した地点から移動した道路事業について
- (6) 平成○年○月○日の市との協議録において「○○・○○工区の詳細設計は完了している」と発言した根拠（請求項目の一部に対応するものとして、「委託業務検収報告書」が開示されている。）
- (7) ○○・○○工区の詳細設計が完了したことについて、地元住民への周知方法及びその時期について
- (8) 平成○年○月○日契約の工事発注を急いだ理由
- (9) ○○工区ループ案について、地元同意が得られなかった理由及びその時期
- (10) ○○工区ループ案について、廃棄したことを証明できる文書
- (11) ○○工区の現計画図
- (12) ○○・○○地区で、それぞれの地元説明会にお互いの地区代表、土木代表に参加依頼をしているのか。
- (13) ○○地区の説明会で、○○側の代表に参加依頼をしているのか。

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次のようなものであった。

- (1) 第2の2（1）及び（9）の文書

請求のあった公文書は保存年限の経過により廃棄したため存在していない。

（うち、（1）に関しては、「30年ほど前の○○工区計画図は、地元の同意が得られず廃案となり、すでに廃棄していることから、交差点位置の移動を確認する文書は存在しない。」と備考欄に付記されている。）

- (2) 第2の2（2）から（5）まで、（7）、（8）、（10）、（12）及び（13）の文書

請求のあった公文書は作成していないため存在しない。

（うち、（3）及び（4）に関しては、「30年ほど前の○○工区計画図は、地元の同意が得られず廃案となり、すでに廃棄していることから、交差点位置の移動を確認する文書は存在しない。」と備考欄に付記されている。）

- (3) 第2の2（6）のうち○○工区に関する文書

○○工区の詳細設計業務完了に関する文書は、保存年限の経過により廃棄されている。

- (4) 第2の2（11）の文書

公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な執行に支障を及ぼす

おそれがあるため。(岡山県行政情報公開条例第7条第6号に該当)

- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、令和2年8月20日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年1月13日付けで、岡山県行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

全項目について公文書はあるはずである。〇〇工区の買収時に説明された事項である。「廃棄」は考えられない。「復元」すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1(2)について

過去にコンサルタントに委託して作成した成果品は、復元が可能である。

(2) 第2の1(5)のうち〇〇地区に関する文書、(1)及び(7)について

長年月にわたる事業では、事業終了まで書類を保存すべきだ。協議録について、協議年度をもって保存期間を整理した場合、協議に係る工事が始まる前に書類が廃棄されることがあり得るが、これでは何のための協議か分からない。文書は事業完了年度をもって整理すべきだ。

当初地元の説明した事項について廃棄はあり得ない。廃棄されたのなら、開示請求に応じて当然復元すべきである。

保存年限の起点はいつか。継続事業において廃棄はできない。

行政文書を廃棄する際には、廃棄記録簿を作成していると思われる。この記録簿を開示願いたい。

保存年限の経過に伴い廃棄されたとのことだが、いつ廃棄されたのか。

(3) 第2の1(2)から(5)までについて

当初計画から起点が動くことは考えられないが、起点の工区に隣接する地域の住民に説明なく計画変更ができる根拠について開示を求めたものである。

行政への信頼をつなぐためには、隣接地域の住民には、新たに説明し、同意を得る必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1(2)について

公文書には、電磁的記録が含まれているが、30年前の委託業務は電磁的記録の納品が行われておらず、電磁的記録は保有していないことから、復元はできないと考えている。

(2) 第2の1(5)のうち〇〇地区に関する文書、(1)及び(7)について

保存年限の経過により廃棄したため、非開示とした。

平成初期の文書目録は存在せず、仮に存在していても包括的な名称でしか管理していないので、個別の文書の廃棄を証するものにはならない。

廃棄文書としての一覧は存在せず、廃棄日時も分からない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

(1) 文書の復元について(第2の1(1))

審査請求人が文書の復元を求めている点については、同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号で述べたとおり、公文書開示の手続においては、実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合に、条例がこれを復元等の方法により取得してまで開示する義務を実施機関に課しているとは認められない。

(2) 文書の保存について(第2の1(5)のうち〇〇地区に関する文書、(1)及び(7))

審査請求人は、長年月にわたる事業では、文書は事業完了年度をもって整理し、それまでは書類を保存すべきであり、廃棄はあり得ない。廃棄されたのなら、開示請求に応じて復元すべきであると主張している。

実施機関は、保存年限の経過により廃棄していると説明している。

審査会が職権で調査したところ、当該項目での請求に係る公文書に関しては、廃棄されているとの説明を裏付ける、廃棄年月日を特定する記録の存在を確認することはできなかったが、文書を保有していることの確認には至らなかった。

継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、関係者との協議等に関する従前の経

緯を参照する必要性が生じる局面があり得ることを前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 1 月 13日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 2 月 18日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和3年 3 月 19日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和3年 4 月 30日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年 6 月 18日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年 6 月 30日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。